平成２４年（フ）第４３９８号
東京都葛飾区白鳥３丁目７―13―303
債務者　濱本　春海
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３９９号
東京都練馬区田柄２丁目42―15
債務者　櫻山　　聡
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４００号
東京都新宿区西落合１丁目32―20―308
債務者　畑田　京平
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４０３号
東京都江東区大島７丁目21―２　加藤方202
債務者　杉山隆太郎
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４０４号
東京都練馬区富士見台３丁目５－３―210
債務者　山本　和夫
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４０６号
神奈川県川崎市多摩区登戸3150―302
債務者　能願　浩和
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４０９号
千葉県船橋市薬円台２丁目２－１―703
債務者　二井谷紗綾香
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４３４号
東京都練馬区豊玉南３丁目６－２　合同タクシー有限会社
債務者　千葉　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４３５号
東京都北区赤羽北２丁目13―５―101
債務者　川上　栄子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４３６号
東京都板橋区坂下１丁目３―26―204
債務者　森田　大輔
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４３７号
東京都北区田端３丁目15―３―302
債務者　菅沼真由子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４４３号
東京都足立区西新井栄町１丁目４―18
債務者　渡邊　久子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４４８号
東京都大田区大森北３丁目36―12　グレースガーデンⅠ　205
債務者　高橋　典子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４５６号
東京都豊島区西巣鴨２丁目８－９―104
債務者　所　　祐樹
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４６３号
東京都大田区東雪谷２丁目16―10
債務者　樋口　健太
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４７１号
神奈川県川崎市幸区戸手本町２丁目384―２―101
債務者　丹治　祐也
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部